

【議会改革検討会議最終案】

○新城市議会基本条例見直し案(2017.5.8提案)

再見直し案(2017.6.1提案)

再々見直し案(2017.6.7提案)

再々々見直し案(2017.6.7最終案)

※下線部は保留。今後の検討。

平成23年9月21日

条例第20号

改正 平成25年3月1日条例第4号

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条—第5条)

第3章 自由討議の保障(第4条・第5条)

第4章 市民と議会の関係(第6条—第11条・第14条・第15条)

第5章 議会と市長等執行機関の関係(第12条・第15条・第16条—第14条・第17条・第18条)

第6章 委員会の活動(第15条・第18条・第19条—第23条・第26条)

第7章 会派、政策グループ及び政務活動費(第16条・第24条・第26条・第17条・第25条・第29条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第18条・第26条・第29条—第21条・第31条・第33条)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第22条・第32条・第34条—第24条・第34条・第36条)

第10章 危機管理(第35条・第37条)

第11章 議会の評価と議会改革の推進(第36条・第38条—第38条・第39条)

第10・12章 最高規範性と見直し手続(第25条・第39条・第40条・第26条・第40条・第41条)

附則

【新城市議会の決意】

我が国は、地方分権の進展とともに、地方が独自に物事を決める時代に移ってきています。自主自立の時代を迎え、議会と市長の関係にも大きな変革が求められています。その時代の変化は、まず

まず市長と議会という二元代表制による善政競争を求めています。

市長と議会 議会と市長はともに市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の議事機関として、市長は独任制の執行機関として、それぞれの異なる特性をいかして二元代表制の下、地方自治の本旨の実現をめざさなければなりません。多くの議会が議会改革を進めています。市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、新城市自治体として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

新城市議会(以下「議会」という。)においても、行政の監視・評価機能とともに、議会の自己検証・評価・政策立案・政策提案を発揮しながら、市民の福祉向上を目指し、統合度の高い意思決定を行います。日本国憲法の定める議事機関として地方自治の本旨の実現をめざさなければなりません。

その崇高な目的実現のため、新城市議会は、議会は、開かれた議会、市民とともに歩み行動する議会として、市民とともに進める議会改革、議員間の自由討議の上に、市長との善政競争を通じて、市民主体のまちづくりを推進するため、行政運営に対して調査及び監視機能を十分に発揮するとともに、政策立案機能の充実などに積極的に取り組み、市の重要な意思決定を行います。

議会は、主権を有する市民を代表する役割を果たすため継続的な議会改革に努め、公正性、透明性及び倫理性を確保することにより、とともに、市民に開かれた議会と市民参加を推進する議会を目指し主権を有する市民を代表する役割を果たすため、議決責任と説明責任を果たしていきます。自覚し、市民の福祉向上を目指します。継続的な議会改革に努めます。

ここに議会及び議員の活動原則を定め、市民及び市長等執行機関との関係を明確にするとともに、真の市民自治社会の実現を目指すことを決意し、新城市議会基本条例を制定します。

【新城市議会の決意】の説明

2000年4月の地方分権一括法の施行で、飛躍的に地方の自主決定権が拡大された。それ以前の議会は、国の下請け機関化していた自治体の首長の提案に肅々と承認を与える程度の権限しか自覚されないものの、議会の存在意義までは言及されていなかった。しかし、自主決定権の拡大は、首長に自己完結型の自治体運営の可能性を与え、議会の存在意義が大きく問われ始めた。そのことに危機感を抱いた三重県議会は、「二元代表制における議会のあり方について」の検討報告書をまとめ、議会と首長との関係の見直しに踏み出した。

時代の流れは、2006年3月、北海道栗山町で議会基本条例の誕生を産み出し、議会改革の本

史(第1ステージ)に踏み込んだ。新城市議会においても、10年前に議会改革に踏み出し、それから4年の検討を重ね、議会基本条例の制定に至った。それから10年が経過し、議会改革の第2ステージが幕を開けようとしている。第1ステージでは、多くの自治体で試行錯誤が繰り返され、「二元代表制」「議員間の自由討議」「議会改革」が当たり前のように語り、合議制の議事機関である議会と独任制の執行期間である市長とのそれぞれの特性を活かして、地方自治の本旨(住民自治と団体自治)実現のための住民との協働が進み始めている。

第2ステージでは、議会の行政の監視・評価機能だけではなく、自己検証・評価・政策立案・政策提案が重要課題となってきている。この課題推進のため、ますます市民とともに進める議会改革が求められている。その議会改革で、議員間の自由討議を深化させ、様々な視点から問題の本質をえぐりだす統合度の高い意思決定を目指す。また、その意思決定された政策提案により、対立ではなくより政策を高めあう市長との善政競争を進める。

新城市議会は、全国の議会改革の流れを真摯に受け止め、真の市民自治社会の実現を目指すことを決意する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自主自立が求められる分権時代にふさわしい、**市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために、**議会及び議員の活動並びに議会運営の基本を定めることにより、**議会の役割を明確にするとともに、市民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展**市民の負託に的確に応え、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) ~~公正性、透明性及び倫理性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。~~

市民に開かれた議会、市民とともに歩み行動する議会を常に念頭に置き、議会の機能強化を行うこと。

(2) ~~公正性、透明性及び倫理性を確保し、市民に信頼される議会運営を行うこと。~~

(23) **市民参加の機会の拡充を進めながら、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。市政の監視及び評価の強化とともに、政策立案及び政策提**

言を行うこと。

(34) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めるを行うこと。

(45) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるを行うこと。

~~(4) 市民の参加意欲が高まるように、分かりやすい議会運営を行うこと。~~

(56) 議会運営上の定めは、不断の議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる新城市議会議事規則(平成17年議会規則第1号)、新城市委員会条例(昭和17年条例第241号)及び議会内での申合せ事項を、本条例の規定により見直しに努めるを行うこと。

(議会の活動実行計画の策定)

~~第2条の2 議会は、この条例に掲げる規定を具現化するため、議会活動の実行目標、工程、期間等を定めた実行計画を策定する。~~

(議会の役割)の説明

議会改革は第2ステージに入り、議会の機能強化を進めなければならない。機能強化の要は、政策提案のための政策サイクルの仕組みの構築となるが、その前提にあるのが、市民参加の拡充である。議会が真摯に市民とともに歩む議会改革をたゆまず進めることで、信頼が広がり、市民自治社会の実現の道筋がみえてくるはずである。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることをとして、議決責任と説明責任を深く認識し、議員間の自由な討議を行うこと。

(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の代表者として市民に信頼される議員をめざして、社会的常識を有し倫理観のある責任ある活動をする。

(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(議員の活動原則)の説明

議員は、議会の活動原則を深く理解し、すべての活動に取り組まなければならない。議員の議決は市民の生活を左右する大きな責任が伴っていることを自覚し、真摯な議員間の自由討議を行い、議決結果については、市民への説明責任を果たさなければならない。すべての判断の基準は、「市民福祉の向上」でなければならない。

(議長及び副議長、委員長及び副委員長 議長及び副議長の活動原則)

第4条 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行う。

議長は、議会全体を代表し、議会運営の全てに責任を持ち、委員長は政策検討・提案、市政の監視・評価等市長との善政競争の先頭に立つ。常に市長との緊張関係を維持し、不断の議会改革に取り組む。副議長は、市民福祉向上を判断基準として、議長とともに最善の議会改革のかじ取りを行う。

2 議会は、正副議長、常任委員会正副委員長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者議員に対して所信を表明する機会及び議員からの質問を受ける機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにする。

3 議長、委員長に就任後速やかに、その職を志願した時の所信に基づき、任期中の活動計画方針を本会議場において明らかにする。

(議長及び副議長)の説明

議会運営に果たす議長の責任の大きさを自覚し、議長の職を志す議員は、議会改革とともに、任期4年のマニフェストを明らかにし、議会の政策サイクルを機能させるための最大限の努力をなければならない。

(通年議会)

第5条 議会は、前第2—3条に掲げる活動原則を達成するため、会議を通年とする。

2 通年議会に関し必要な事項することは、別に定める。

(通年議会)の説明

議会は、年間を通して機動的に、市民福祉向上のために機敏に動く議会をめざして、通年議会制を導入する。導入にあたっては、政策サイクルを効果的に回すために、委員会中心の活動を原則に、議員間の自由討議の充実を進め、執行部の業務に支障をきたさないように最大限の配慮を行う。

第3章 自由討議の保障

(議会の自由討議)

第46条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員間の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見にも尊重しながら合意形成に努め、議決結果だけでなく経過を含めて市民への説明責任を果たす。

2 前項の場合において、議長は、市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめる。、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

3 議員は、第1項の議員間の自由討議を進め、政策提案、条例制定、意見などの議案提出を積極的に行う。

4 市民間で大きく意見の相違のある議案、意見等に関しては、議員間の自由討議とともに、市民の意見を聴く機会を設ける。

(議会の自由討議)の説明

議会としての執行部の監視・評価及び自らの政策提案において、各議員が様々な調査・検討を行った上での議員間の自由討議によって、統合度の高い意思決定をしなければならない。意思決定には、重い議決責任と説明責任がともなうことを、すべての議員が肝に銘じなければならない。

(全員協議会)

第57条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会内での共通認識の醸成を図り、議員相互間の議論自由討議の場として全員協議会を活用する。

2 全員協議会に関することは、別に定める。

(全員協議会)の説明

議会全体に係る事案については、全員協議会を有効に活用し、議員間の合意形成を高めるための議員間の自由討議を深化させ、市民への情報提供、説明責任を果たす。

第4章 市民と議会の関係

(市民との連携)

第7118条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図るものとする。

(市民との連携)の説明

議会は、その有する情報の徹底公開と説明責任を果たすことで、市民自治の礎を築かなければならない。そのため、情報公開は、結論だけでなく途中経過も原則公開をめざし、議会の「見える化」を推進する。「見える化」は、議会への信頼感を醸成し、議会が市民の声を聴く機会を拡大することで、市民の声を起点とした政策サイクルが回りだす。

(議会の情報公開と説明責任)

第689条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を公表発信し、**の公開を徹底し**、説明責任を十分果たさなければならない**す**。

2 議会は、本会議の他、全ての会議を原則公開とする。**し、会議終了後、速やかに会議録を作成し、公開する。**

3 **議会は、市民参加を広げるために、平日の夜間、土曜日・日曜日の会議など、柔軟な議会運営を行う。**

43 **すべての会議の中継映像・録画中継・録画映像の配信公開においては関することは、新城市議会会議規則、新城市委員会条例、新城市議会傍聴規則に定める。別に定める。**

(議会の情報公開と説明責任)の説明

議会は、市民に開かれた議会の取り組みを徹底する。今後は、時間帯、会議場所などを変えるなど市民の参加のし易さ、様々な媒体(ユーチューブ等)を活用しての会議の生中継も視野に入れた市民への情報公開を追求する。

(請願及び陳情)

第8910条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

(請願及び陳情)の説明

議会は、市民が請願及び陳情を出しやすい環境整備を行い、市政参加を広げる。

(議会白書)

第11条 議会は、市民に議会の活動内容を周知し、情報を共有することによりするとともに、議会活動の活性化を進めるため、議会の活動実態を明らかにした議会白書をまとめ公開する。

2 議会白書に関することは、別に定める。

(議会白書)の説明

議会の政策サイクルを継続させるため、議会PDCAを実践する。P(計画)を各委員会で位置付け、毎年C(検証)を行う。Cの結果は、各々の委員会【3常任委員会、広報広聴委員会(仮称)、議会運営委員会、議会改革推進委員会(仮称)】での検証結果をまとめ、議会白書として公開する。

(議会広報の充実 広報広聴活動の充実と市民との連携)

第91012条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民がに議会と市政への関心を持つようて、と理解が得られるようを広げ、議会広報誌の発行及び多様な媒体を活用した、市民の意見を幅広く把握するために、多様な広報広聴活動を行う。議会広報活動に努めるとともに、議案の賛否を公表する。

~~2 議会は、市民の多様な意見を把握するために、パブリックコメント、投書の受付等多様の公聴活動を行う。~~

~~3 1項、2前項を進めるために、広報公聴委員会を設置する。~~

2 広報広聴活動に関することは、別に定める。

(広報広聴活動の充実)の説明

時代は、様々な情報があふれ、市民の意識も多種多様になっている。この状況の中、市民に正確な情報を伝えるとともに、市民の声を幅広く把握するために広報広聴活動の充実は欠かせない。広報広聴の責任を明確にするために、広報広聴委員会の設置を行う。広報広聴委員会(仮称)は、議会HP、議会だより等の充実、議会報告会、市民集会、議会モニターの運営に責任を持ち、得られた市民意見は関係委員会に伝え、各委員会が政策形成に活かす。

(議会報告会)

第10~~11~~1213条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を毎年~~年3回以上~~行うものとする。開催する。

2 議会報告会は、結論だけを報告するのではなく、議会と市長との政策競争のポイント、議員間の自由討議の経過等、議会の視点で報告するとともに、これらの事項に関して市民の意見を聴取し議会の政策提案活動に反映させる。

~~3 議会報告会の運営は、広報公聴委員会が行う。~~

243 議会報告会に関することは、別に定める。

(議会報告会)の説明

議会報告会は、定例会、臨時会の議決経過・結果を市民に報告することを基本に、市内に出向き、市民との直接の対話を行う会議である。ここで得られた市民意見は各委員会に伝え、各委員会が政策形成に活かす。議会報告会の運営は、広報広聴委員会(仮称)が責任を持つ。

(市民議会集会)

第121314条 議会は、多くの市民がと議員が同一テーマにおいて話し合う場とともに、市民の市

政参加への意識醸成の場として、参加できる場として、市民議会集会を毎年年に1回以上開催する。

~~2 市民議会の運営は、広報公聴委員会が行う。~~

32 市民議会集会に関することは、別に定める。

(市民集会)の説明

市民集会は、老若男女全ての市民を視野に入れた市民と議会と対話の会議である。具体的には、干支集会、ママさん集会、高齢者集会、青年集会、女性集会など、様々なテーマで市民の意見表明の機会を作る。必要に応じて、執行部との共同開催も進める。集会で、得られた市民意見は、各委員会に伝え、各委員会が政策形成に活かす。市民集会の運営は、広報広聴委員会(仮称)が責任を持つ。

(広聴制度)

~~第11条 議会は、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、広聴制度を設けることができる。~~

(議会モニターの設置)

~~第15~~**1415条** 議会は、円滑かつ民主的な議会の活動原則に基づいた議会運営を実施継続するため、議会モニターを設置する。円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。

2 議会モニターは、公募市民により構成し、任期1年で議会に対して議会運営に関する意見や改善提言等を行う。

3 議会は、議会モニターの意見や改善提言等を受けた時は、速やかにその内容を審議し、議長の確認の上、その結果を議会モニターに報告する。報告をもって議会モニターは終了とする。議会活動に反映させる。

~~4 議会モニターの運営は、広報公聴委員会が行う。~~

54 議会モニターに関することは、別に定める。

(議会モニター)の説明

議会は、市民で構成する議会モニターを設置し、年間を通して議会運営を評価してもらう。モニターは、無作為抽出など幅広く募集する。必要に応じて議会運営への疑問、改善提案など市民目線で、率直な指摘を受け、その指摘は、各委員会に伝え、各委員会が運営改善に活かす。議会モニターの運営は、広報広聴委員会(仮称)が責任を持つ。

(主権者教育)

~~第17条~~開かれた議会、市民とともに歩み行動する議会であることを周知し、議会への関心を高め、若者の市政参加を進めるために、議会自ら**中学・高校・大学等との連携を行う。**

~~2~~主権者教育に関することは、別に定める。

~~(市民の意見表明の機会の拡大)~~

~~第1条~~議長及び委員長は、本会議及び委員会等で、傍聴者から発言の申し出があった場合又は議員間の自由討議をより深めるため等のために傍聴者の声を聴く必要性を判断した時は、傍聴者の意見表明の場を設ける。

第5章 議会と市長等執行機関の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

~~第12~~**16**~~15~~**16**条 議会審議における議員と市長等との関係は、**それぞれの特性を活かし、次に掲げるところにより、緊張関係を保持にし、善政競争に努めなければならない。**を行う。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするためにして、**一定の方向性を見いだすため、回数・時間などを制限しない**一問一答の方式で行う。

(2) 議員は、一般質問に当たっては、目的を十分認識し、単に市長への質問に終始することなく、**政策提言等の討議による善政競争を展開する。**を中心に行う。

(3) ~~市長は、一般質問の通告性の趣旨を重んじ、事前の答弁調整としてではなく、討議の充実を図る観点から、議会(質問議員)に対して事前に答弁書を提出する。~~

(**4**) 議員は、二元代表制の充実と市民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員の就任はしない。

(**2**~~5~~**4**) 議長から本会議及び常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会(以下「委員会」という。)への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対し

て論点、争点の明確化を図るため、反問及び反論することができる。

~~(6) 議長から本会議及び常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会(以下「委員会」という。)への出席を要請された市長等は、議員間の自由討議において、議長又は委員長の許可を得て、発言することができる。~~

(375) 議員は、閉会中においても議長において緊急性または妥当性があると判断された時には、るを経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

(議員と市長等執行機関の関係)の説明

議会と市長は、善政競争で政策の高みを目指す。市長との議論は、市民から分かりやすいものとするため、一問一答方式の採用、市長からの反問・反論の保障を行う。また、執行部の業務効率化を阻害しないように、議員間の自由討議を中心に行い、執行部への参加要請は、必要最低限に抑える。

(議会審議における論点の形成と議決責任)

第13171617条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、議会審議における論点を形成し、その政策水準を高めるよう、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (8) 政策による成果・効果(決算審議)

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たり、各常任委員会等がそれらの政策の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後においても政策評価に資する審議を行う。

~~議会は、前項の政策の提案をもとに立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、議会としての政策評価を示し、その政策評価を委員会の政策形成に活かすとともに、執行後においてもその政策評価の妥当性を検証していく。~~

議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたり、政策等の適否を判断する観点から、立案・決定・執行における論点・争点を明確に審議し、執行後の議決責任を果たす。

(議会審議における論点の形成と議決責任)の説明

議会は、議員間の自由討議充実のために、政策提案に至った経過等必要な情報を市長等に求める。それらの情報を下に、論点・争点を明確にし、提案された政策の適否を判断する。判断に際しては、執行後に想定される課題も明らかにする。執行後の議決責任を果たすため、継続して検証する。

(議決事件の拡大)

第14181718条 議会は、市長等とともに責任を担いながら、計画的かつ透明性の高い市政運営に努めるため、市政に関わる重要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議決事件とする。

2 議決事件に関することは、新城市議会の議決すべき事件を定める条例による。別に定める。

(議決事件の拡大)の説明

議会は、地方自治法の議会の議決事件として定めのない計画策定においても、議会としての判断が必要とした計画策定において、議決事件として規定する。議決事件とした時の議会責任の重さを肝に銘じ、執行状態の継続監視を行う。通年議会制が採用されれば、フレキシブルに様々な計画策定に議会が関与できる可能性が広がる。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第15191819条 委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するとともに、政策提言及び政策立案を行う。

- 2 委員会は、資料委員会の有する情報等を積極的に公開するとともに、議案等の審査及びその所管に属する事務に関する調査の充実を図り、市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- ~~3 委員会は、市民からの要請に応じるとともに、議案等の審査の経過等を説明するため、話合いの場を積極的に設ける。~~
- 43 委員会は、市長との情報共有善政競争の充実のため、定期的に各委員会所管部署との報告・協議の場を設け、情報収集を進める。るものとする。
- 54 第18条1項から4項前各項を効率的に機能させるために、各委員会間の情報共有の場として、委員長会議を月1回以上開催する。
- 65 本条例に規定されていないものに委員長会議に関することはついては、新城市議会委員会条例による別に定める。

(委員会の活動)の説明

議会改革は、議会基本条例の制定という歴史的な第1ステージを終え、議会改革の質的転換を目指す第2ステージに上がろうとしている。第2ステージは、議会が政策サイクルを回し、単なる市長提案のチェック機関から、自ら政策立案・提案する機関へ転換する大舞台となる。政策サイクルの起点は、市民とともに歩む議会を名実ともに実践し、市民の意見の把握であり、把握された意見を政策立案に活かすこととともに、議会内の各組織を有機的に連携させることで、政策サイクルが回りだす。市民の意見を確実に把握すること、議会内の組織の有機的連携のための様々なチャンネルを提案している。

この条文では、市長との圧倒的な情報格差を埋めるため、各委員会において所管部署からの報告を定期的に受けることを義務付けしている。また、委員長会議の定期開催を義務付けし、情報共有、市政全般にわたる検討などを行うこととした。委員長会議の報告を各委員長が委員に徹底することで、全ての議員との情報共有が図られる。

(市民懇談会)

- 第131920条 委員会は、政策形成を目的に、市民団体・各種団体と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、市民の要望による開催を含め、市民懇談会を毎年1回以上開催する。
- ~~2 市民懇談会は、常任委員会がそれぞれの所管に関して行う。~~

32 市民懇談会に関することは、別に定める。

(市民懇談会)の説明

委員会が主催し、市民団体・各種団体との懇談会を実施する。特定の目的を持った団体との懇談会で、一般的な議論を超えて、絞られた要望・提案となることが期待され、委員会活動の政策形成に大いに役立つと考えられる。

(政策討論会議)

第142021条 委員会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため市民と議員で構成する政策討論会議を毎年1回以上設置することができる。

2 政策討論会議で市民との合意形成が得られた政策は、市長に政策提言する。

3 政策討論会議は、常任委員会がそれぞれの所管に関して行うものとする。

43 政策討論会議に関することは、別に定める。

(政策会議)の説明

委員会が主催し、市民と議会が共に課題認識を共有し、課題解決のために政策づくりを行う会議である。課題設定は委員会で行い、その課題解決のために市民を募集または依頼し、その市民と委員会議員が政策会議の構成員となり政策協議を行う。政策会議に係る市民は、議員との直接の対話で議会を身近に感じ、市政の課題を自らが議論し結論を導き出す経験を通して、市民自治の必要性を認識できる機会となる。

(政策サイクル)

第202122条 委員会の任期は2年とし、2年毎のは、任期42年の委員会計画を立案し、年度ごとの検証を行い、議会白書としてまとめにて公開する。委員長会議で調整の上、全員協議会において確認する。

2 委員会計画は、一年ごとに検証を行い、委員長会議、全員協議会において確認の上、市民に報

~~告・公開する。~~

~~3 2年目終了時には、次期委員会への引き継ぎ事項を検証結果に明示する。~~

4 委員会計画・議会白書に関することは、別に定める。

(政策サイクル)の説明

委員会は、改選直後に任期2年の委員会計画を作る。議会白書の検証結果を受けた委員会計画となり、政策サイクルが大きく回り始める。2年計画は、1年ごとの検証によりその都度修正・加筆され豊かな実効性のある計画に高められていく。

各委員会の1年ごとの検証結果は、議会改革推進委員会(仮称)を中心にまとめられ、議会白書にて公開される。

(予算・決算の有機的連携)

~~第212223条 市民の福祉向上のために、予算・決算審査において、予算提案・執行が適切に行われたかを十分な時間をかけ、議員間の自由討議を中心にで審査する。~~

2 予算・決算審査は、有機的連携を念頭に、それぞれの審査経過・結果を行政政策評価書としてまとめ市民に報告公開する。

~~2 審議に当たっては、常任委員会で担当所管事務について詳細審議の上、その審議内容を議員のみの予算決算特別委員会に報告し、議員間討議を行う。その上で、予算決算特別委員会を開催し、市長への質疑を行う。~~

~~3 予算審査においては、直近の決算審査評価を念頭におき審査を行い、行政政策評価をまとめ、議会の政策提案に反映させるとともに市民に報告する。~~

~~4 決算審査においては、進行中の予算執行状況も確認しながら審査を行い、行政政策評価をまとめ、議会の政策提案に反映させるとともに市民に報告する。~~

3 行政政策評価書に関することは、別に定める。

(予算・決算の有機的連携)

従来の審査方法では、3常任委員会の審査が位置付けられていなかった。執行部から提案された予算・決算は、各議員からの質疑通告による審査のみで、政策の是非まで掘り下げた

審査になっていなかった。

今回の提案は、所管部署に責任を持つ3常任委員会を予算決算委員会の分科会と位置付け、議員間の自由討議の上で、その結果を予算決算委員会に報告し、執行部抜きの予算決算委員会で、報告された内容をさらに、議員間の自由討議を行う。それらの討議を踏まえてもなお、審査すべき内容があれば、質疑通告の上、予算決算委員会で審査する。その審査終了後、さらに議員間の自由討議を経て、議会議決を行う。議長は、分科会の検討経過・結果のまとめと予算決算委員会での審査経過・結果を、政策評価書としてまとめ公開する。

この政策評価書を、予算または決算審査に活かしていく。予算または決算審査がそれぞれ完結するのではなく、有機的連携でそれぞれの審査を連動させていく。

（全員協議会との有機的連携）

第182524条 議会は、委員会と全員協議会の有機的な連携により機動力を高めるとともに、一層柔軟に市政の課題を解決しなければならない。

（全員協議会との有機的連携）の説明

全員協議会は、全議員の情報共有、議員間の自由討議の場として位置付けられている。委員会は、所管部署を中心に調査・研究を進め、委員会の活動の報告・情報共有場所として委員長会議も位置付けられている。しかし、委員会では取り組まれていない課題もあり、議員全員が情報共有すべき課題が生じ、課題解決のために全議員での討議が必要とされることもある。その場合、全員協議会を開催し、議員間の自由討議を行い、その結果を各委員会の政策サイクルに反映させるなどのような、委員会と全員協議会との有機的連携を強めていく。

（行政視察）

第222325条 政策検討形成・立案のため、行政視察を行う。

- 2 行政視察は、より充実した視察とするため、委員長会での情報交流も活用し、委員会計画に基づきを基本に視察先を選定し、委員長会議での調整の上、全員協議会で確認をする。
- 3 視察後速やかに視察報告書をまとめ、市民、関係部課への報告・公開を行うとともに、政策提案につなげる。
- 4 報告書は、次に掲げる事項について明らかにする。

- ~~—(1)委員会計画との関連の明確化。~~
- ~~—(2)視察の課題(新城市との施策の相違点、新城市に活かすべき視点等)の明確化。~~
- ~~—(3)事前調査(関連部課との意見交換、視察先の行政情報、視察事例の概要把握等)により、視察確認事項の明確化。~~
- ~~—(4)現地視察での視察内容の明確化。~~
- ~~—(5)視察報告会での市民、関係部課の意見のまとめ。~~
- ~~—(6)政策提案に活かすべき視点の明確化。~~

4 視察報告書に関することは、別に定める。

(行政視察)の説明

行政視察先の決定経過の明確化、視察前準備の充実、視察後の報告の公開、視察結果の委員会の政策サイクルへの反映までの報告をする。視察研修が、市民から理解されるように視察全体の見える化を充実させる。

第7章 会派、政策グループ及び政務活動費

(会派)

第1626条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策主体の主義主張を基本とした、同一の理念を共有する議員政策集団として活動する。

(会派政策グループ)

第16232427条 政策グループとは、議員は、議会活動を円滑に実施するために、個別特定の政策検討・立案のために組織される、委員会を超えて、会派政策グループを結成することができる。た議員グループのことである。

2 会派は、政策主体の主義主張を基本とした、同一の理念を共有する議員集団として活動する。

2 政策グループは、全員協議会において、検討する政策を具体的に示し、議員相互の確認をもって結成することができる。

3 政策グループは、目的の政策検討が終了後、全員協議会で経過を報告し、政策提案をもって解散する。

4 政策提案は、所管常任委員会の政策提案に活かす。

5 政策グループに関することは、別に定める。

(政策グループ)の説明

政策グループは、委員会を超えた議員の政策集団として位置付ける。委員会では取り組んでいない特定の政策について、委員会を超えて検討を進めたい議員が、検討政策を明らかにし、全員協議会の場で報告する。実際に政策グループを結成した時は、定期的に検討経過を報告し、検討が終了した時は、全員協議会で報告し対応方法を明らかにし、政策グループを解散する。対応方法は、委員会の政策サイクルに組み込む、議会として市長に提案するなど具体的に決める。

(政務活動費の執行及び公開)

第17242528条 政務活動費の執行に当たっては、新城市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年新城市条例第8号)の定めるところによる。

2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、使途計画書、収支報告書、領収書、活動実績等を成果報告書としてまとめ議長に報告する。公開する。成果報告書は、議会図書室において閲覧できる状態にする。

3 政務活動費による成果をまとめ、成果報告書として公開し、議員間の情報共有のために全員協議会において成果報告会を開催する。報告する。

242 政務活動費に関する報告等は、議会図書室において閲覧できる状態にしなければならない。

43 政務活動費に関することは、別に定める。

(政務活動費の執行及び公開)の説明

政務活動費は領収書を含めてすべてを公開する。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

第1825条 議会は、委員会と全員協議会の有機的な連携により機動力を高めるとともに、一層柔軟に市政の課題を解決しなければならない。

~~2 議会運営の効率化、質の向上、執行部との情報共有等とともに、市民に分かりやすい議会運営をめざして、ICT化を進める。~~

(議会支援附属機関の設置)

~~第262629条 議会は、議会活動及び市政の課題に関する審査・調査、議会の資質向上のために必要があると認めるときは、議決により、学識経験者を有する者等で構成する附属機関を設置する。~~

~~2 附属機関に関することは、別に定める。~~

(議会アドバイザーの設置)

~~第27条 議会は、議会の資質向上を図るため、必要に応じて議会アドバイザーを設置する。~~

~~2 議会は、議会アドバイザーから議会運営全般にわたり、専門的な知識及び経験等を踏まえて助言、提言、指導等を受ける。~~

~~3 議会アドバイザーに関することは、別に定める。~~

(大学・研究機関との連携)

~~第272830条 議会は、議会活動及び市政の課題に関する審査・調査、議会の資質向上のために必要があると認めるときは、大学・研究機関等との連携を行う。~~

~~2 連携に関することは、別に定める。~~

(議会事務局の体制整備)

~~第19282931条 議長は、議会事務局を、議会改革のパートナーと位置付けるとともにし、議員との連携を強め、政策形成及び立案を補助する充実させるために組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。~~

~~2 議会運営委員会、委員長会議等の報告、調整は、各常任委員長の責任において委員会内で行い、事務局の責任範囲と区別する。~~

(議会事務局の体制整備)の説明

議会改革を安定的に継続させるためには、議会事務局の存在が欠かせない。議会事務局人事は、執行部まかせの定期的な異動にまかせるのではなく、議会としての必要な人事提案をしなけれ

ばならない。将来的には、議会採用を視野に入れ、議会運営のプロを育成しなければならない。

（議会図書室の利用）

第20~~29~~3032条 議会は、議会図書室の充実を図り、市民の利活用に対応できる整備を行うものとする。

（議員研修の充実強化）

第21~~30~~3133条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない~~る。~~を行う。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家を招き開催するものとする。

~~3 議員の個別議員研修派遣については、全議員への情報提供・共有のために、研修後速やかに全員協議会において研修報告会を実施する。~~

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第22~~31~~3234条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない~~するしない。~~

2 政治倫理に関することは、政治倫理条例に定める。

（議員定数）

第23~~32~~3335条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分考慮するものとする。

~~3 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業等を考慮し合理的なものとする。~~

4~~3~~ 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

（議員報酬）

第24~~33~~3436条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分考慮するものとする。

~~2 議員報酬の改正に当たっては、議員が提出する場合は、市民の意見を十分考慮するものとする。~~

把握するために市民会議の開催とともに、市民アンケートを実施する。

- 3 議員報酬を改正する議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して議員が提出するものとする。

(議員報酬)の説明

市民福祉向上のためには、より優秀な人材が議員に魅力を感じるようにしなければならない。また、議員構成が年代、性別、職歴など幅広い構成となることも重要となる。それらを考えた時、現状の報酬の在り方の妥当性を検討する必要がある。当然だが、議会の活動の質を上げ、市民理解が高まらなければ報酬の議論には入れないので、最優先は議会改革を前進することである。

第10章 危機管理

(危機管理)

第343537条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 議員は、災害等の不測の事態が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに新城市災害対策本部等と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。

3 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、市民とともに、一日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。

2 危機管理体制の整備に関しては、別に定める。

(危機管理)の説明

大災害が連続して発生し、その惨状を目の当たりにし、大災害発生時の議会機能の維持の重要性が強調されている。業務継続計画策定のために執行部も検討を始めている。議会としても、執行部と連携を取りながら、議会独自の業務継続計画策定に取り掛からなければならない。

第11章 議会の評価と議会改革の推進

(議会の評価)

~~第353638条~~ 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動等の議会運営に関する事項について議会評価を毎年実施するものとする。~~、議会白書としてまとめにて公開する。~~

~~2~~ 議会は、前項の議会評価を1年毎に行い、評価の結果を市民に公開するものとする。

~~3~~ 議会は、第1項の議会評価の結果に基づき、政策立案等の見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。

~~4~~ 議会は、第1項の議会評価においては、次年度への引き継ぎ事項を明確にする。

~~5~~ 議会評価は、議会改革推進委員会がとりまとめ、全員協議会で報告・確認を行い、公開する。

~~6~~2 議会評価に関することは、別に定める。

(議会の評価)の説明

議会は、議会運営の効率化の確保・議会改革の継続性を担保するために、毎年議会全体にわたり検証・評価を行い、その結果をまとめ議会白書として公開する。

(議会改革)

~~第3637条~~ 議会は、議会改革の取組を検証し、かつ、継続的に取り組む。ため、新城市議会改革推進委員会(以下「議会改革推進委員会」という。)を設置するものとする。

~~2~~ 議会改革推進会議は、前項の議会改革の取組の検証を行うほか、第38条の規定によるこの条例の見直しを行うものとする。

~~3~~ 議会改革推進委員会に関することは、新城市議会委員会条例に定める。

(ICT化の推進)

~~第3839条~~ 議会は、議会運営の効率化、質の向上、執行部との情報共有等とともに、市民に分かりやすい議会運営をめざして、ICT化を進める。

第12章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

~~第25373940条~~ この条例は、新城市における議会運営の最高規範であって、議会は、条例及び規則の制定に当たっては、この条例を尊重しなければならない。~~の主旨に反する条例、規則等を制定してはならない~~

~~2~~ 議会は、この条例を市民自治の趣旨に則り運用しなければならない。

~~2 議員は、一般選挙後直近の会議にて、新城市議会基本条例遵守を宣言する。~~

32 議会は、一般選挙後速やかに、全議員にこの条例の理念を浸透させるための研修を行う。

(最高規範性)の説明

議会は、議会基本条例を念頭に活動しなければならない。一般選挙後は、議員構成も替わり、議員間の議会基本条例の認識レベルも大幅に違う可能性が出てくる。速やかに、議会基本条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

~~第26**384041**条 議会は、この条例の目的が達成されてに基づいた議会活動が行われているかについて、全員協議会で検討するものとする。~~

~~2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。~~

議会は、この条例が社会情勢及び市民の意見の変化に即しているかについて、1年毎に毎年検証し、議会白書にまとめにて公開する。するものとする。

~~2 議会は、前項の規定による検証を議会改革推進会議で行うものとし、検証の結果を市民に公表するものとする。~~

32 議会は、第1前項の規定による検証を行う場合は、市民の声意見を聴かなければならない。が参加できるよう努めるものとし、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講ずる。

~~4 議会は、前3項の規定にかかわらず、常に社会情勢及び市民の意見の変化を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定を検討し、所要の措置を講ずる。~~

353 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、市民に改正理由及び背景を詳しく説明した後、本会議に提案しなければならない。

(見直し手続)の説明

議会基本条例の毎年の検証は、議会改革推進委員会が行う。現在の議会活動と条文を1条1条比較しながら、条文の主旨と外れていないかを検証し、その結果を議会白書としてまとめ公開す

る。

検証により、改正が必要と判断された場合は、委員長会議、全員協議会を開催し、議員間の総意を確認する。改正の必要性が合意された後、パブリックコメント、議会報告会または市民集会などを開催し、市民への情報提供、意見の集約を行い、議題にあげ議決をする。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。